

平成23年度第2回

宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録要旨

平成23年8月2日開催

平成23年度 第2回 宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録

【日 時】平成23年8月2日(金) 午後1時30分～3時25分 (1時間55分)

【場 所】宝塚市クリーンセンター 3階 会議室

【出席委員】委員22名中17名。

委員の過半数以上の出席があり、宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例
第6条第2項の規定により会議は成立

出席委員は次のとおり

中丸会長、原田副会長、大島委員、草野委員、藤本委員、山本委員、
中野委員、滝川委員、稲野委員、藤井委員、中村委員、池田委員、
金岡委員、川口委員、瀬尾委員、深田委員、皆川委員

【事務局】環境部長、クリーンセンター所長、管理課

【傍聴者】なし

1 開会

2 会議録署名委員：中村委員、皆川委員

3 審議

中丸会長：それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

前回に引き続きまして、「市内における資源ごみ持ち去り行為への対策について」ということで審議を進めてまいります。

本日は、答申に向けて最終の審議会ということでやりますので、よりよい答申ができますよう皆様のご協力をいただきたいというふうに心より願っております。

まず、本日お手元に配付されている資料についてですが、実はこれまでの議論、特に前回の議論を踏まえまして、本日審議を進めやすいようにということで私のほうからあらかじめ事務局のほうに前回の議論をまとめていただいたもの、それを作成いただきました。その資料が3枚あると思います。ちょっとごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。

2枚目の資料は、これは第1回目の資料として既に配付されており、また前回具体的に条例を制定するかどうかということに審議に入ってまいりましたが、そのときにお持ちでない方のためにコピーをしていただいたりして用意していただいた資料でもございます。本日お持ちでないかもしれないということで、あらかじめこれをお配りさせていただいた次第でございます。

さらに3枚目の資料ですけれども、具体的に条例を定めていくというふうには、もしなった場合には、具体的にどういう条例がどの市において行われているのかということの参考事例といたしまして福山市、そして桜井市、そして裏側は世田谷区ですね、東京の世田谷区の条例を一つの代表的な参考事例として、配付させていただいております。

議事の進め方といたしまして、前回少し進むことができましたけれども、本日改めてこれから一度確認とともに、皆様のご納得をいただければと思っております。

まず初めに、条例を制定するかどうかと、条例は必要であるか、必要でないかということについて議論をしていただきたいというふうに思います。そのステップが1枚目ですね、本日お配りしました資料の1枚目、条例の制定について、(1) 制定する必要があると、持ち去り行為により困っているのならば、それを禁止する条例を制定するのは当然のことだと、市民、住民の声として条例の制定を望む声があるんだということで制定する必要があるというご意見もあろうかと思えますし、これまでもあったと思えます。

2つ目は、もう制定する必要がないのではないかと、この背景には、条例化しても実際には抜き取りが根絶しているわけではないというアンケート結果もございました。全くないというわけではありませんが、さほどないというふうな結果もございました。条例は制定しなくても、例えば西宮市のように看板やのぼりを掲げて、それによって呼びかけると、これ全く効果がないということでもないというふうにもお聞きしております。それから、条例を根拠にしても告発するまでには相当な労力が必要であり、それは余り意味がないことではないかということで制定する必要があるというご意見もあると思えます。

この2つを、まず議論をしていただきまして、そして、さらにもし制定する場合にはということで、条例で対象とするごみの種類、それから2つ目が条例の具体的な規定のあり方、そして、その規定を担保する、それを実行、あるいは効果あるものとす

るためにどういう取り組みを具体的にしていっていいか、ということにつきましても少しご議論いただいたらどうだろうかということでございます。

それから（４）ですけれども、将来的に見直しを行うよう付記するかどうかということなのですが、これは伊丹方式が従来いいのじゃないかというようなご意見が、第２回目あたりにしっかり出ておまして、前回の議論の中では、伊丹方式と宝塚市のごみの収集方法は、やっぱり違うということで、即座にその伊丹方式を宝塚に導入するということは難しいというような、背景があったことは認識されたと思います。

ですから、そういう認識の上で、将来的に、しかし伊丹方式を導入するかどうかを検討していく、宝塚市のごみ収集のあり方を見直していくというその方向で、伊丹方式が導入できるかどうかなど、さまざまに検討をしていくというような付記を答申の中に込めるか、どうかというそういう問題が残されていると思います。その議論を（４）ですていただけたらというふうに思います。

大きな２ですけれども、市民の協力を求める事項ということで、これは今まで出た中で、皆様のご意見の中で、こういうこともあるのではないかとということでまとめていただいております。

以上のような資料を、きょうは皆さんに配付させていただいた次第でございます。ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、まず第１の条例の制定について、（１）と（２）のテーマで議論を進めていただければと思います。

条例を制定する必要がある、制定する必要はないというところからの議論を進めていただければと思いますけれども、これについて何かご意見とか、ご質問等おありでしたら挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

池田委員：所有権の明記の件なんですけれども、各自治体さんの分類見ますと、31件中、10市が所有権明記をされていると、あと21については明記されていないということなんですけれども、この件について何か問題点があればちょっとお聞かせいただきたいと思

います。

中丸会長：それでは、ちょっとそのことに関連して事務局のほうでお願いできますか。

事務局：この所有権の明記を宝塚市の場合、うたったというふうに仮定いたしますと、どういう形で所有権を明記するかもあるんですが、ごみステーションに出された廃棄物は市の所有権がありますよというふうにすると、変な話、不法投棄されたごみも市の所有権があるだろうと、今そういうやつについても市がすべて責任を持って処理しなければいけないという問題が一つあります。

それと、市の今のごみステーションの管理のあり方なんですけど、今の宝塚市のごみステーションというのは、あくまでも地域住民さんが、本人でごみステーションに置くので、取りに来てください。ステーションについては住民さんの管理のもとで、という形でやらせていただいております。その辺が所有権を明記することになりますと、ステーションの管理も市のほうに行くというような話にまで、及ぶのではないかとというふうなちょっと危惧もしております。その辺の問題があるのかなというふうな認識をさせていただきます。

中丸会長：はい、よろしいでしょうか。

池田委員：はい。

中丸会長：それ以外にはいかがでしょうか。

草野委員：ちょっと前回欠席したのであれなんですけども、持ち去り行為により困っているということになってるんですけれども、これはだれが困っているというふうに理解したらいいんでしょうか。

中丸会長：はい、お願いします。

事務局：この諮問の中でちょっと書かせていただいております。その背景の中にあるのは、

持ち去られることによって市民の皆様が、今、10分別していただいているんですけど、一生懸命していただいているという、そういう分別意欲の低下でありますとか、そういうことになれば我々も市民の皆様も困るような話になりますし、あとお声としてあるのは、市の財源になるんじゃないかと、資源物が売れたら財源に、それがとられているんじゃないかというお声もいただいているというようなことでございます。

草野委員：ちょっと意見になるんですけども、特に財源論になりますと、結局、要するに条例を制定するにしても実効性をどうするかということがあると思うんですね。そうすると、パトロールとかいろんなことをやりますと、それとの兼ね合いで、持ち去りで失われる財源以上にパトロールなり、そういうことで財源がかかってしまうということになれば、損得勘定からいえば、より困ってしまうということもあり得るんですよ。

私は、やはり徹底してこの資源ごみの問題については民間委託といいますか、民間の力、市民、それから民間業者の力に依存すべきだと思っているんですよ。私どもプラスチックのごみの分別、選別の問題審議しましたときに学習会やったんですけども、市民運動をされておられる方の講師の方が、やはり徹底して業者間の自主規制なり、市民のやっぱり集団回収というものを基本に取り組みられたほうが、いいんじゃないかというお話を聞きまして、徹底して市民がきちっと管理していくという、そして民間業者をきちっと業者間の自主規制を基本に取り組んだほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、それはちょっと意見として。

だから、財源論の問題では、今後どうするかということとの兼ね合いで持ち出しが多くなるということになれば、何をしていることや分からないということにも、なりかねないかなという危惧をちょっと抱いています。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

パトロールの経費のほうが持ち去りのその効果よりもはるかに金額的には高くて、それはやはり問題だというご意見多々あったと思います。

それから業者間の自主規制も、伊丹方式ではそれが働いているという可能性が非常に高いけれども、その活用を今後考えていったらどうかというふうなご意見も多々あったというふうに思っております。

今の草野委員さんのご意見は規制をできるだけせずに、民間委託などしたほうがいいんじゃないかという、ご意見と承りました。ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。そのほかの方、制定をするかどうかということについてのご意見ありますか。はい、お願いします。

中村委員：私、西谷のほうに住んでいまして、こちらのほうといいますか、南部のほうはそういう持ち去りとかいろいろあるというようなことで、この前も議論あったんですけども、西谷のほうはそんなにないんじゃないかなと思ってたんですけども、ちゃんと鉄製のごみステーションがあって、その中にみんなごみ捨て入れるんですけども、あるときに、やっぱり缶と瓶のときやったら瓶はあるんですけどね、アルミ缶だけ持って帰られる。西谷は多くないと思っていたけれど、それは車でずっと回ってくる、回収する前に、そのアルミ缶だけが、こないのですわ。我々のところはちゃんとごみステーションがありますから、西谷のほうの地域はね。だから、こちらのほうにカラスが来ないようにとかないし、また、たたんでというような感じじゃないんですけどね。

ただ、私は、仮にそういうようなことで持ち去るというような感じであったら、その条例にもいろいろあって、罰金とか過料とか、そういうことは他市の場合も結構ありますから、そういうのを制定して、いわゆる持ち去ることは禁止ですよというような格好で、草野委員も言われましたように、一義的にはやはり集団回収をもっともっと多くして、それで、そうしてこれもやっていく。ただ、じゃ、ごみステーションだけだと今の場合でしたら、何かこの前からも話出ていましたように、いわゆる大阪のナンバーとか、大阪のほうから来られて回られる。伊丹市のほうは、この前、伊丹方式聞かせてもらいましたですけども、伊丹市は市内の中にそういった回収するような業者があったから、それでそれを缶とか瓶とか布とか新聞紙とか、そういうのだけをそちらに委託された。じゃ、宝塚の場合はそんな業者おるかいうたら、多分ないと思うんですよね。だから、私にしたら、そういった本市も制定する場合は、例えば持ち去ることを禁止等にして、罰金とか、過料とか、そういう裁判でどうこうとかいうのはなしということにして、一義的には集団回収をもっともっと多くやるというふうな格好でと私は思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

持ち去り禁止というところまでは定めて、あと集団回収を盛んにしていくという、そういうことですね。

瀬尾委員：ちょっといいですか。

中丸会長：はい、どうぞ。お願いします。

瀬尾委員：ちょっとすみません。前回ちょっとお休みしまして、既に出た議論かもしれませんが、うちのマンションのほうですが、今、古紙については業者が入っていると、それから缶についてはこれからやろうとしているんですが、所有権との関係ですよね。そういう場合は、そちらの業者との契約のほうを優先というふうに考えてよろしいでしょうかね、その辺ちょっとお聞きしたいのと、それから、ちょっとすみません、簡単にいいですけども、財源の収支については、要するにどれぐらいプラスになるのかということ、それからもう一つ、私、前々回にお話ししましたように、業者を呼んでヒアリングを行ったかどうかということです。その辺、もし、やったのであればどういう結果になったかということをお教えいただきたい。以上です。

中丸会長：はい、お願いします。

事務局：まず一つずつ、所有権ということなんですが、集団回収をやられている場合というのは、それは有価物として売ろうということなので、まず廃棄物ではないんじゃないかということであれば、出された方の所有権が当然そこにはあるというふうな理解でいいんじゃないかと思います。

それから収支の問題なんですが、2点ありまして、パトロールする場合は、前の第1回目にも話していただいたんですけども、持ち去られて収益としてあるだろう失った金額よりも、パトロールのほうが高いという資料を出させていただいたところなんですけども、民間の、その伊丹市方式をとらせていただいた場合、前回の資料もちょっと出させていただいたんですけども、これはあくまでも想定ということなんですけども、5,000万円近くのお金が市の収入としてあるんじゃないかというような資料も出させて

いただきました。それと、業者を呼んでヒアリングはしたかということなんですけれども、そこまでは、ちょっとなかなか方向性が出てない中で動きにくいということでやっではございません。

瀬尾委員：ちょっと今の制定の問題とちょっと違う話なんですけど、私のところに入っている古紙の業者は、ずっと前もお話したと思うんですが、要するにその時間を決めていただければそこに来ると。そして、それ以前にとった業者がいれば、ちょっと言葉は悪いんですが、その方を捕らえて警察のほうにも突き出すことだってできるよと。したがって、市のほうに対してはそういうパトロール、それだけじゃないんですが、パトロールについてはそれだけではないと思うんですが、そういったご迷惑は一切かけないというお話も聞いています。

したがって、今パトロールというのは、どういう名目でやるかということもありますが、ただ単に持ち去り防止という意味だったら、もう少し詰めれば、パトロールにかかる費用だって少なくなる可能性はあると思います。以上です。

中丸会長：はい、ありがとうございます。今のご意見も参考にしながら、またご判断いただけたらと思います。ほかにはいかがでしょうか。

滝川委員：よろしいでしょうか。

中丸会長：はい、どうぞ。お願いします。

滝川委員：この話、3回目ですよ。私は1回目のときに問題提起をして、それはどんな話だったかという、皆さんご記憶かと思えますけども、この資源ごみの回収は市にとってビジネスになっているんですかという話でした。そしたら、2回目は私欠席しましたが、送られてきた資料を見る限りとか、あるいは1回目のときのお話では、採算に合わない。市が資源ごみの回収の事業は採算に合わない。恐らく民間では採算に合うんだろうと、こういう話でありました。

恐らくその採算に合わない事業を多少何か有効をたらしめるために、パトロールか何かいろんな工夫をするかもしれませんけれども、それもコストとメリットを考えた

ら非常に、どちらかどうかみたいなことは、これやってみないとわかんないという話。

そこで、もともと僕は第1回目のときに提案したのは、持ち去る人が回収をするのが一番いいと。彼らはそれで採算が合ってるんだから、採算の合わないことを市がやる必要がないという話をしました。その種の話私の同僚の人に、環境経済の専門家の人にその話をしたら、いや、滝川さんの言うことは理屈では正しいんだけど、実際は大変難しいと彼は否定的だったんですね。ただし、その否定的な話を僕は後から、そうですかというふうにして考えたら、恐らくこういう話だったんですね。限りなくこの種の問題というのは、政官産業が癒着をしてるんですよね。というのは何かというと、結局、持ち去る業者に持ち去ってもらうときに、その業者をだれにするかということについては、もう、もめにもめるんです、これね。つまり、その業者になった者となっていない者といきますと、なっていない者は政治を使い、官を使いということで、これはもう大変もめにもめる。だから非常に可能性が低い。よく経済部では、こういう言葉ではちょっとあれですけどね、粗悪人のことをレモンといいますけども、彼はこう言いましたね。腐ったレモンであると。腐ったレモン相手にけんかするのはなかなか大変であると。しかし、けんかをしないと一番被害をこうむるのは、市民なんですよね。

ですから、きょう私はこの会を開くときに、出欠を出すときに、市長さんにご出席いただけませんか。市長の、いわば、覚悟が大事ですよと、なければこの種の話は実行できませんという話をしました。きょうのこの答申に向けての提案の中で、(4)番がありますけども、付記をするという意味は、持ち去るとか持ち去らないというのを検討して、将来的にそんなことも検討しましょうというのが、つまり、こういうふうなある種、伊丹方式というようなたぐいのものを工夫して、将来それが一番いいんだと、そのためにある種、けんかをしなくちゃいけないことがあるかもわからないと。しかし、当座の間は、その持ち去る云々の話をしておきましょうということであれば別なんですけども、どうも、私はそのニュアンスとしては、条例の制定云々について議論をした後に、最後の4番については、ある種、申しわけ程度に、いずれこういうことも検討しましょうという程度のものにしか私は読めないですよ。ですから、私の言ってる話とは全く、この議論というか、はあれだし、市長が出てこれないというのは一体、彼女が忙しいのかどうかわかんないけどやね、まず、私はもともとこの問題の設定が非常におかしい問題で、私は、もっといえば、市長がおかしい

ということを言いたいですけども。以上です。

中丸会長：はい。ちょっとご意見として承って、またご判断いただけたらと思います。

藤本委員：この前の議論で、ちょっと整理して私もお伺いしたいんですが、たしか条例だけでは実効性が伴わないというふうな方向のお話ではなかったかなと、この間ね。要するにパトロールなり、そういうことをあわせてして実効性が保たれるというふうな話であったかと、私は聞いておりました。それで、この前、そういう理解でよろしゅうございますか。

中丸会長：全く効果がないということは言えないと。しかし、パトロールをすれば効果は出ているということはあるんですが、パトロールしないからといって効果が全くないということは、断言はちょっとしづらいというところもあったんじゃないかなと思うんです。

藤本委員：いやいや、それで、その程度が問題になってくるんですよね。私、この間の皆さん方のお伺いしておったら、やっぱりそういうことがないと、なかなか同じような状態ではないかなという印象をちょっと私は持ったんです。ですから、ちょっとこの辺ポイントなので、皆さん方と共通の理解をしておくべきかなと思ひまして、ちょっとあえてお伺いしました。

中丸会長：はい、わかりました。お願いします。

金岡委員：確かに僕も第1回目からずっと出させてもろうてますけども、根本的に、市長が、先ほど顔出さないという話が出ましたが、市長はこういうことに関して審議会なるものをこしらえて、そこで答申をしてくれということであるんで、自分の意見を言いにくいから顔出さないと、いいほうにとってますねんけども、僕も何を諮問されてるかということを振り返ったときに、やっぱり迷惑のことが出てきてるんですよね。最初に話が出たのは、古紙だけでなしに缶・瓶の問題もあって、朝晩、静かなときにそれをがたがたいうとか、車が走り回って、通行の邪魔をしているとか、そういう迷惑い

うことから始まって、それを規制するにはどうかと。条例まで要る話が出たときに、僕も確かにこの条例というのは、市にも、市会議員の先生たくさんおられますので、何々条例、何々条例ってたくさんあると思います、出てくると思います。当然条例をこしらえるとなれば、やっぱり罰則規定もこしらえて徹底的なものにせなね、名前だけ条例案をこしらえて公布したところで、その実効性がなければ何の意味もないし、あえて資源ごみの持ち去りでだれかが迷惑してるとか、そんなこと程度で罰則までこしらえるような条例までは持っていく必要はないと思います。その実行することのほうが大変だと思います。

ただ、こういうふうに諮問、何かの答えを出してくれということ言われているので、何かの形で、いろいろ審議した結果、こういうふうにとまりましたというんか、考えが出ましたという諮問を多分答申されると思います、最終的にね。その前に滝川さん言わったように、確かに付記をすれば格好がついて、玉虫色的な答申案としては格好ええもんが上がるでしょう。ただ、徹底的にこういうことをやってくれいといこまでするには、かなり、そう簡単な問題では片づかないと思います。だから、何で市長が答申案を出してくれいというた最初の話、これ見たらどうも僕は、古紙じゃない、古紙の場合はある程度業者に頼んで集団回収的な方法でやっておられるんで問題ないんやけど、缶・瓶ちょっと今減ってます。うちらもね、僕らも南部地域山本ですけど。いつときは確かにもう朝は競争で、古紙の日と缶・瓶の日はほんま競争になって、自転車に山積みして危ない、それがもう朝の通学帯ですか、それに競争でやりたおしておると。最近どういわけか減りましてね、僕らのほうは。ほんで、あんなんは何になるんかなと、やっぱり値段とか、採算とかいう問題でやらないと、それは小さいことであると思います、あの自転車とかリアカーに積む程度はね。やっぱり1個1円から、ほんまの日当になるらしいけども、はやりもあっていつときは確かにひどかったですわ。古紙のほうは車でやりますんで、僕は、ぴんと来なかったんですわ。そこ持ってきて、やっぱりうちらでも子ども会とかのそういう連中が集団回収やります、古紙に関してね。缶・瓶は一切やっていませんけど、古紙いうんか、新聞紙、段ボールなんかは集団回収やっています。その人らがそういうことの迷惑を、せっかく集めてんのに、ぼんと知らずに持っていかれる、それは気の毒やからね。それには気の毒やいうんか、何か方法考えなんということはあるんで、私も前回のよう、もう何もせんよりはましやから、せめて集団回収の方々の利益といいますか、その苦勞が

守られるように、せめて効果は別にして看板程度はせんと、何もせんでもよろしい
いうわけにいかんから、その程度のことは、さっきの付記の話に戻って申しわけない
ですけど、玉虫色というんか、答申の中にはそういう方法はあると。

ただ、集団回収される場所を指定して決めてやられることは、ほとんどそんなんな
い言わはったらそれまでですけども、一般的なごみステーションに出されるごみに関
しては、全部対象にするというのはそんなもん不可能なことですんで、そういうこと
は、ある意味集団回収をちょっと守る程度のことは可能かなと、割に、比較的僕は
簡単に考えていまして、余り条例化するには、問題が大掛かり、かといって、ほっと
くわけにはいかんということは事実だと思います、その声が市民から上がってるとい
うことは。それは加味せんなんと思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

さまざまにご意見あろうかと思いますが、現在先進的な自治体として皆さんのお手
元にありますこういう31地方自治体の事例が掲載されておりますが、近年、ここの阪
神間の各市の動きでは、現在西宮市が啓発用として、のぼり、看板の貸し出しをして
いると。あとは、持ち去りは認識してるけれども具体的な動きは余りしていないとか
ですね、これ神戸市ですけど、その資料が一番最初にお配りした資料にありますし、
それから、また次に資料としてお配りした中にももちろん明記されてあるとおりです。
そういった実態を見てみましても、なかなか難しい問題があるなということを感じざ
るを得ないと思います。

ですから、この議論をずっと詰めることによって一つの明確な方向性、あるいは結論
が導かれるということは、なかなか難しいなというふうに実は実感しております。し
かし、一番最初の資料にありましたように、この課題といたしまして5つ掲げており
ます。先ほどの騒音の問題も一つ入っておりますし、それから持ち去りによる市民の
分別意欲の低下、これが、やはり問題になるんじゃないかとか、あるいは持ち去りに
より生計を立てている方への配慮も必要かもしれない、これは芦屋市の場合ですね、
きちっとした条例をつくれな背景としてこういうことがございました。それから資
源ごみの売却収入の減少、これは市側の減少ということですし、それから持ち去り業
者の車両による危険性、これがあると、これを何とかしてほしいという市民の側から
の要望もあるといったようなことで、第1回目の資料として配付していただいた課題

いろいろございます。

しかし、条例までなかなか向かっていけないという、この阪神間の自治体の方向と
いいでしょうか、実態もあると。しかし、やはりきちっと定めているところもあると。
さまざまにあるんですけれども、議論の進め方といたしまして、時間的な制約もござ
いまして、もしよろしければ、ここで条例の制定について、制定する必要があると、
何らかの条例は制定をして、こういった課題に少しでもこたえていける可能性は全く
ないわけじゃない、全く効果がないわけではない。ですから、そういう方向で制定を
してはどうかと、その内容についてはまたその後の議論になりますが、もう一つは、
もう条例化しても実際には効果はそれほど大きく、一気に変わるということでもない
と、もし大きな効果を考えるとしたらパトロールが必要だけれども、それはもうコス
ト的に全く採算が合わない、余りに負担が大き過ぎるということがございます。です
から、制定をしないで、西宮市のように看板とかのぼりによる呼びかけ程度でいいん
じゃないかと、それでも効果がちょっとあるだろう、全くないわけではないだろうと
というような判断もあろうかと思えます。

ですから、ここで一つの方向性を出したいと思うんですが、よろしいでしょうか。
さらにご意見がある人は、もしあればここで言っていただいて、その上でご判断を仰
ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これはもう本当に判断が難しいところなんですが、多数決で決めていた
だくしかないなというふうに思いますが、もし何かもっといい方法があれば、はい、
どうぞ。

原田副会長：先ほど集団回収の方の資産を守るためにはというご発言があったんですけれど、
この持ち去り条例の中に資源集団回収のものは含まれるのか含まれないのか、何か先
週はそういうのはなかったような気もするんです。

中丸会長：集団回収については、これはちょっとあれでした、市の管理下にはないというこ
とではあったんですが、しかし、ステーションにちゃんとそういう規制を加えたりと
いうことによって私は全く効果がないということは言えないんじゃないかなというふ
うにも思われますので、全くそれと関連しないわけではないというふうに判断して
るんです。ですから、集団回収自体の抜き取りについての問題を、ここでは議論は対象

にはならないというふうに前回のときに問題になったと思いますけれども。

金岡委員：そうでしたな、資源回収に関してはな。

中丸会長：はい。ですけれども、あくまで市のごみの回収ということではあるんですが、全く無関係ではないだろうというふうに思われるということはあると思います。
よろしいでしょうか。

各委員：はい

中丸会長：そういうことも踏まえて、制定するかどうかということについて、ほかにご意見
がなければ、どちらかに挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、条例の制定につきまして、制定する必要があると、その内容はこれから公
論しようという方、挙手をお願いいたします。7名ですね。

はい、ありがとうございます。

それでは、制定する必要がないという方、挙手をお願いいたします。6名ですね。
どうされますか。

某委員：棄権はだめですか。

中丸会長：棄権……、棄権ということの……

瀬尾委員：制定する必要がない方の意見をちょっと簡単に聞いたほうがいい。

中丸会長：そうですか。もう全く今のままでいいということなのか、あるいは若干のこうい
うことは最低限する必要があるということなのかということも含めてですね。

じゃ、もうちょっと……、そういうご意見が出ていますが、いかがでしょうか。じゃ、ご意見いただける方。はい、お願いします。

藤本委員：私、先ほどちょっとお話しするように、やっぱりパトロールがその実効性の裏づけであるというふうな最終的に判断をいたしました。今のままでいいのかというふうなことになるかと思いますが、実は、私も集団回収なんかで出すわけなんですけども、出すほうの意識としても全然それがどういってるかというふうなこと、私だけか知りませんが、私は余りそういうことを考えたことがなかったもんですから、もしほかにもそういう方がいらっしゃるんでしたら、そういう方の啓発といいますか、そういうことが大事になってこないかなと、個人的な経験をもとにそういうふうを組み立てるのは危険かわかりませんが、私の場合は、集団回収のところに全部出して、ですから、そういったことは結構あり得るならば、そういうことの啓発、皆さんにも注意喚起をしていただくことは結構効果をもたらすんじゃないかなと個人的に思ったもんですから。

中丸会長：じゃ、啓発を積極的にやっていただいたらいいんじゃないかということですね。はい、お願いします。

中野委員：私自身は、物凄く悩んでいるんですけども、条例を制定してほしいと自治会もあったんは事実なんです。けれども、現実を見てみますと、自分とこのやってるのを見てみますと、うちは子ども会がやってまして、昨年度から会員の子供は全部子ども会のメンバーですよという形に半ば強制的にしていって、子ども会の取り組みの一つに廃品回収があると。ということは、かなり集団回収の量がふえたということなんです。ふえたことによって、その資源ごみの日に町の中に入っている軽トラの数が少し減っているなという感じで、少しは効果があったのかなと思っております。

それから、全自治会に、たしか先月でしたかね、業者に抜き取りをさせないために集団回収をやりましょうというようなチラシを回覧しましたね、そういう取り組みを全市的にやっているところですから、集団回収を徹底していけば自然と業者も減ってくる。ただし、私とこの自治会も自治会上げてしたいんですけども、それじゃ、だれがその自治会の集積場所まで持ってくるかとなったときに、やはり高齢化の問題も

あったり、それからとにかく人手の問題があったりして、今のところ子ども会に任せてる状況で、それも月に1回ですからね、ちょっともうたまってかなわんという方は月2回の収集日に出されます。したがって、抜き取り業者はゼロではないんですけども、集団回収をより一層進めることによって、特に条例を制定しなくとも業者の排除はかなり進むと自分では思っております。

中丸会長：はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

深田委員：私も制定しないという意見の1人ではありますが、集団回収かなり今進んでいますね。それをさらに進めていくと、そちらのほうのウエートが高くなると抜き取りに来てもだんだんその物がなくなるから、来ても仕事として成り立たない、だんだん業者も少なくなる、さらに集団回収を進めていくと、もうそういう仕事はなくなるんじゃないかと、持ち去り行為がなくなる方向に集団回収をアップするという方向に力を注いだほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それで、制定をしても、今言われるように名前だけの制定では、議員さんなんかは、前も何か制定したらと言ったら、私は提案してやったんだと、そういう意識が高いんだけど、本当に市民のためになる、例えばポイ捨て条例でも、つくってるんですけどね、非常に困ってんねん。パトロールはしない、ごみはほってる、私らずっと拾ってるわけですよ。そういうことをしっかり目線をして条例つくるんだったらいいけども、条例をつくりましたわ、何も意味もない条例だったらやめといたほうがええと僕は思います。それよりも集団回収をアップして、そして業者を排除する方向に市民を挙げてやるという強い意志を表示したらいいんじゃないでしょうか。こういうふうに思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

先ほど、きょうの議論でご紹介をいたしました制定する前の③の条例の実効性を担保するための取り組みの一つに伊丹方式というのがありましたけれども、これは、また別の、将来的に見直しを行うよう付記するというこちらのほうにも当然かかってまいります、今までの議論からいきまして。ですから、もしあれでしたら条例を制定しないで、今後収集の方式をやはり少し時間かかるかもしれませんが、抜本的に

伊丹方式を模索し、それを実行できるように向かっていくというふうな形で抜き取りを防止し、業者間の規制を働かせてもらおうと、まさに民間委託ですね。民間のほうできちっと規制を加えてもらおうという形にするということも後で出てまいります。それも含めてご判断いただくといいかなと思うんです。その場合には、もうそれだったら条例はつくる必要ないんじゃないかと、集団回収を促進し、そして伊丹方式にチェンジしていくという方向性を持って、規制できるというようなこともあり得るんじゃないかということも一つあるかなとも思いますけれども。その後の議論も含めてご判断いただくとということも可能だと思います。ほかにご意見ありますでしょうか。

もしなければ、もう一回、いろいろな今の議論を踏まえていただいて、もう一度ちょっとよろしいですか、ご判断いただくとということで。お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、制定する必要があるという方、よろしく申し上げます。挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。7名ですね。

制定する必要はないという方、お願いいたします。

はい、6名ということでした。

非常に結論が難しいとは思いますが。

某委員：手を挙げられましたか。7じゃないですか。

中丸会長：制定する必要がないという判断でしたんで。

某委員：7対7やな。

中丸会長：7になりましたか。

某委員：一人帰られたから。

某委員：ああ、そうやな。

中丸会長：そうか。

某委員：条例を制定するほうの意見もちょっと、気になるからちょっと、それちょっと言ってもよろしいですか。

中丸会長：そうですか。

事務局：今のもう一回確認してください。7対6ですか。

中丸会長：じゃ、もう1回、ちょっと制定をしないという判断をされる方、もう1回じゃお願いします。7ですね。7対7です。

じゃ、私が議長判断でということになりますか。その前に制定したほうが良いというご意見を、ぜひ言いたいとおっしゃっていましたが…

大島委員：というか、ほかにもいらっしゃるかなと思ったので、そのときは、しないという方のご意見で、最初に委員長がおっしゃったけれども、ちょっと余り立場をはっきりされないでご意見をきいただけの方もおられたので、理由をちょっとそれぞれお聞きしたいというので、もしあれだったら言います。

中丸会長：条例を制定したいという立場でご意見を言いたいということですね。

採決の段階で言っていたらいいんですが、しかし、ここは非常な微妙な数ですので、ぜひご発言をお願いします。大事なところですので。

大島委員：是が非でもしなくちゃいけないということではなくて、私の場合は、いきなりつくらないでも、最終的につくったらいいんじゃないかなというふうに思う意見なんですけど、どちらかと今言われたので、するというほうに手を挙げさせていただいたんですけども、やっぱり、今も現在やはり宝塚のごみの回収に関しては、市民の方たちのやっぱり啓発というか、市民の方たちの思いがリサイクルとごみの環境も考えるということで、リサイクルということを思った上での意識があった上での今のごみ行政という形で、ごみ政策という形で動いてるんですよ。ですから、それはやっぱり、この

まま推進したほうがいいと私も思うんです。

この条例制定、何で条例制定したらいいかというときに、市民の方だけにやっぱりお願いだけをするということだけでなく、やっぱり市の行政側のほうも条例をかけることによって、行政側としてやっぱり汗をかいていただくというか、そういう意味を含めた条例制定なので、ぜひこれをつくって守ってる、守ってないかをどうにか絶えず見守っていくとかね、そういうような形が本当は望ましい形ではないと思うんです。やっぱり市民主導という形が大切だと思うんですけれども、今ちょっと申し上げたような理由で、行政の方の意識というか、それをどういうふうに持っていくかというため私は条例制定したらいいんじゃないかという程度です。

中丸会長：はい、わかりました。はい、どうぞ。

藤井委員：私は、条例の制定について賛成のほうに手を挙げました。今ある持ち去りをどうしたら少なくするかということにつきまして、今までどおりだと、また今までどおり全く変わらないと思うんですね。ある程度条例を制定することによって、私もこの2つ、制定する必要がないというところで看板を立てるとか、そういうものも必要なのかなと、のぼりを立てることによって町の美観が損なわれるのかなというようなことを、あっちこっちにのぼりが立ってというようなこともちょっと懸念しているんですけれども、何か集団回収では前回も申し上げましたように、これは自治会で回収しているものですよということで持ち去りが少なくなってきましたので、そういう効果はあるのかなというふうに思います。

ですから、何が何でも条例を制定しないといけないということじゃないんですけれど、宝塚市に条例ができたということが大阪なり、ほかの業者さんが来られたときに、それを目の当たりにしたときに、ああ、ここは厳しくなってきたんだという、そういうふうに見てもらえないのかなと思ったんです。それに対して罰則とかいうのはおいおい考えたらいいいんじゃないかなというふうに、だから1か2かと言われると、私は条例の制定について賛成したのはそういう理由でございます。以上です。

中丸会長：はい、ありがとうございます。はい、じゃ、先にこちらが挙がってましたんで。

草野委員：条例制定しないほうの意見でいいんですね。

中丸会長：しないほうですよ。どうぞ。

草野委員：結局、今後どうするかということが一番大事であって、私はやはり集団回収、それからやはり業者間の自主規制を徹底して、民間、市民の力に依拠するという方向性をもう少しはっきりさせるべきだと思うんですね。

条例をつくったということだけになりますと、じゃ、のぼり立てたほうが私はより効果的だと思うんですよ。それは、やはり市の直接収集について、市以外の民間の業者が来るとは思いますけども、どこどこ、どこどこということ徹底すれば、それ以外のところの業者が来たら、これは持ち去り行為だということで市民の目も厳しくなりますし、集団回収だと、その業者も特定されますから、そういう目が光ってるよというのは、そののぼり1本で私はそれなりに効果が出てくると思うんですね。

やはり条例をつくった以上、理念条例だけではやっぱり、どうしても次の段階としてパトロールに行かざるを得ないという、だから実効でいくと伊丹方式か西宮方式かパトロールの実施、この3つぐらいしかないわけですよ。そうすると伊丹方式、西宮方式ですと、やはり市民の力、そういう業者間の自主規制の力ということに依拠するという方向性をもう少しきちっと宝塚なりに議論をしていけば、その議論がまだまだ不足してると思うんです。やっぱり結局条例をつくればパトロールの実施に行かざるを得ない、そうすると、要するに市民とかそういう業者間の自主規制という問題から手離れて、やっぱり市の責任、行政として何やってるんやというところへやっぱり議論として流れてしまうと思うんですね。そこら辺大変危惧をするところがあります。

中丸会長：なるほど。はい、ありがとうございます。

では、池田ダ委員さん、よろしいでしょうか。お願いします。

池田委員：私は、制定する必要があるんじゃないかということで手を挙げさせてもらいましたけども、やはりこの制定するということに対して物すごい意義があるんじゃないかなと、先ほどご意見いただきましたけど、やはりその持ち去り業者等、また多くの市民の方々にこういう条例ができたというアピールと、やっぱり発信することによって、

やはり物すごい考え方が違ってくるんじゃないかなと思います。

また、罰則等につきましては、やはり罰則またあるんですけれども、初めの段階では、この福山市さんのような形で罰則なしのような形で最初はスタートして、その中には勧告とか指導、公表等はもちろん明記させていただいて、罰則等はしなくても、その中でも、あと何年かそういう様子を見ながら、あとパトロール、または罰則等の見直しも考えていったらどうかという考えを持っています。

中丸会長：はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

瀬尾委員：私ごみ捨てる時、いつも業者のところまで30分ほどねばって話すんですよ。そしたら、こういうこと言いました。うちは古紙を回収してもらっているんですよ、ある業者にね。その業者は、近くのマンションにも同じ古紙回収しているわけです。そうしますと、いつも目を光らせていないと、看板が、要するに指定業者の看板上がっているんだけど、ずっと来て荷物を持っていくというわけですね。それでその業者さんに、それじゃ、それを防止するにはどうしたらいいんだと、目を光らさないかのかと聞いたら、やはり向こうの業者だって、看板が見えにくいとことか、あるいはないところがあったら、何で自分はそんなにしかられないかんのやと、そんな規則があるんかということをお概言うってわけですよ。そうすると指定業者にとってみれば、条例というのは一つの最後のよりどころになるんですよ。これはもう、そういうような条例で定まっているからとって、いかんだよということをお法の力を持って初めて説得できるわけですよ。

したがって、それはもう条例をつくらないにこしたことはないんだけど、すべての業者がそんな善意で、ここはとっていい、悪いなんて判断せずに、それはもう、こそ泥に近い人だっているわけですから、やはり条例は条例としてつくって、あと罰則については緩やかにするとか、あるいは多少は目こぼしでもいいから、そんなにきっちりパトロールして1件も見逃さないなんてという、そういうばかげたことはやらずに、ある程度は見逃してもしようがないという緩やかな形で取り組んだらどうかと私は思っています。したがって、条例は賛成です。

中丸会長：賛成ですね。はい、ありがとうございました。

今、思いのたけをそれぞれご発言いただきまして、その上でのご判断ということになりましたら、皆さんもうご納得の上でどちらかのほうに結論が出ましたら、そちらにさせていただければと思いますが、ここで、ちょっと気持ち変わったという方いらっしゃいますか。先ほどの7対7で、最後、私があれば、議長判断になるのでしょうか。

某委員：委員長決裁。

中丸会長：委員長判断でしょうか。もう7対7で変わりませんか。そうですか。

原田副会長：何で変わったかという、私、最初棄権させていただきましたのは、やはり宝塚市の方々が自分でやはり意思決定されるので、私は大阪から来ているので、どうかなと思って、皆さんのお話聞いたんで、その後、条例の制定する必要がないのほうに挙手いたしましたのは、実は、大阪は、さっきビジネスのお話出ましたけれども、市の古紙回収もしていないんです。なぜかという、民業圧迫になるからということで、ずっと手を出してません。それでもやはり資源を有効に回収する、燃やさないというためには、どっかで集団回収の手の届かないところは市が集めなきゃいけないという議論を、今、しているところなんですけれども、その前に大阪市の場合は、先ほど集団回収を伸ばしたい、高齢化しているのでなかなかステーションへ持っていきにくい、世話しにくいというお話があったんですが、大阪市の場合は、各戸回収の集団回収の勧めというので市がシステムをつくっているんですね。このエリアで各戸、もう家の前置いておけば、指定の日に置いとけば、ちゃんと指定業者が持っていってくると、このシステムに賛同する業者のリストアップをまずされて、その地域の中で、このシステムに乗りたい地域があれば、これは集団回収と同じ支援の枠組みで売り上げとか支援金は全部市から出たりするんですけれども、そのシステムをつくって今全市展開、去年の7月からやっているところなんです。

ということで、宝塚市の場合、今市の回収がまずありきで、その中の持ち去りをどうするかという話に来ているので、ちょっとそこが大阪市と前提が違うなということで、まだまだ議論の余地はあるというふうに思って挙手をさせていただいたんです。

以上です。

中丸会長：それで、最終的には条例を制定しなくともよいのですね。

原田副会長：しなくてもいいと、もっとほかの議論があるんじゃないかなと、抜本的に。

中丸会長：ということで、最終的には条例制定しなくていいんじゃないかということのご判断をされて7対7になったということでした。

私も、これ非常に悩んでまいりました、本当に。

瀬尾委員：ちょっとすみません、今皆さん意見言った後、もう一度手挙げないんですか。

中丸会長：もう一回、手を挙げていいですか。

瀬尾委員：そのためにしゃべったんですよ。

中丸会長：そうですか。いろいろ出ましたので、もう一回、確認の意味で手を挙げてほしいということもありましたが、よろしいですか、手をあげてください。

それでは、もうこれを最終にさせていただきたいと思いますが、じゃ、もう一度、制定をしたほうがいいと、制定する必要があるという方、挙手をお願いいたします。

8になりました。一票ふえました。

それでは、制定する必要があるという方、挙手をお願いいたします。

はい、6になりました。

制定する必要があるというふうにご意見が増えましたので、制定の内容はこれから詰めていくということなんですけど、やはり何らかの宝塚市の意思を示して、業者さんに対する規制にしていきたいというご意見が多数を占めましたので、その方向で結論をしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、制定する場合ということなんですけど、まず第1の条例で対象とするごみの種類なんですけれども、これまで議論をしてきた経緯は、もちろん紙の抜き取りが非常に多いということはあったんですけど、缶などの抜き取りも非常に多いということもあって、資源ごみということで議論をしてまいりました。そして、諮問も資源ごみということでの諮問でございますので、これは缶・瓶も含めての諮問

であるというふうに判断をしていきたいということでの、これは共通認識でよろしいでしょうか。

各委員：はい

中丸会長：よろしいですね。はい、ありがとうございます。

それでは、これから条例を規定する、その規定の内容に入ってまいりたいと思います。その参考になる規定がきょうお配りしております中での具体的な3つの規定の条例、これを参考で上げさせていただいています。

まず、福山市なんですけれども、福山市は持ち去ってはならないということで、実はこちらの表で見ますと25番です。25番、福山市があると思いますが、福山市は、所有権明記はしない。持ち去ることを禁止する。そして持ち去った業者については公表するという規定でございます。

続きまして、桜井市なんです、桜井市は21番です。21番を見ていただきましたら、これは、所有権は明記をしております。そして持ち去ることを禁止する条例です。そして罰金ですね、これが3万円以下ということで規定がなされております。

続きまして、裏側の世田谷区なんですけれども、これは9番目です。9番目を見ていただければと思うんですが、所有権は明記しておりません。そして持ち去ることを禁止する条例です。そして行為の禁止命令もこれは丸になっております。命令をする限り罰則も必要だということで、20万円以下の罰金ということになっております。

特に、行為の禁止命令というところ、命令という行を見ていただきまして、同時に罰金のところ、一番最後のところとあわせて見ていただきますと、どうやら禁止命令をするというところと罰金を科すというところがどうもつながっているということがわかってと思います。それで、禁止命令をしても公表で終わっているというところもでございます。罰金までは科さず、公表に終わっているというところが滋賀県、18番目の滋賀県の大津市、19番目の滋賀県の草津市は公表だけになっております。

ですから、さまざまな自治体があって、恐らくご苦勞をされながら、その自治体に合った実態に合わせた規定をつくっておられるというふうにも解釈できるかなと思います。

ですから、宝塚市としまして、どういう規定がいいのかということをご議論

論いただければと思います。

まず、所有権明記ということに関してですけれども、これをどうするかということで、所有権明記するかどうかということからちょっとご議論をいただけたらと思うんですが、所有権を明記するということは、ごみステーションにあるごみは全部市の所有物だというようなことになりまして、これはしかし私の感じとしましては、市がすべての所有権を持っているとなりましたら、そこにあるものは全部、これ市の所有権だから市が全部片づけろと、例えば不法投棄なんかも、市の所有権でしょうと、だから市が全部やれというようになりまして、市のほうの負担がこれ相当ふえるそのリスクが高いんじゃないかなという感じがするんです。ですから、所有権まで明記することはどうだろうかという感じがしております。

それはあくまで、これは個人的な意見として判断の材料にさせていただけたらと思いますが、所有権の明記について何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

もしなければ、これもちょっと一つ一つ挙手をお願いしたいと思っているんです。

ご判断いただいた上で、これ具体的な規定の内容ですから、よろしいでしょうか。

原田副会長：ちょっと質問……

中丸会長：はい、質問をお願いします。

原田副会長：過料規定と罰金科料規定とどう違うのかなと思ひまして。

中丸会長：過料規定と罰金規定はどう違うかということで、はい、お願いします。

事務局：過料、過ち料なんですけども、行政罰という形になります。それで罰金のほうについては刑事罰という形になります。

中丸会長：罰金のほうが何か重い感じですね、刑事罰という感じになりますから、そういう感じでしょうか。

事務局：罰金を制定しようとなると、条例化しようとなると、我々だけではなくて……

今のお話の過料規定、過ち料というのと、罰金、とが料、科料——科目の科ですね、

2つあるんですけれども、今説明させてもらったように、過ち料のほうは、いわゆる行政罰、行政の中でのお金のやりくりといたしますかね。あと罰金、とが料、科料につきましては刑事罰になります。刑事罰になるということは告訴、告発をして、そこに係る者というのは警察に任せて、警察が逮捕なり何なりして、それに与える罰則規定としては、この条例を根拠に20万円以下の罰金を裁判所が命ずると、そういうふうな仕組みになってきます。だから罰の重い、軽いでいいますと、過ち料のほうが軽いと、罰金、とが料のほう为重くなるというふうなことになります。

中丸会長：具体的な事例として、刑事罰になるためには、もう相当のエネルギーも必要になるんじゃないかなと思いますけれども、ここまで行くために事前の……

事務局：2回目ですかね、判例をここで明記しているんですけど、その中にもちょっと出ているんですけども、ちょっと一つほかの例なんですけれども、東京のほうで行われていることについてなんです、告発に至るまでの経緯としましては、持ち去り行為をまず現認する、これ初回で現認します。そのときには持ち去り行為が条例違反であることを告知し、注意する。注意方法は口頭で行ったり、警告書を出すこともありますよと、いわゆる行政指導としてやります。再犯か否かの証拠として免許証や車検証の提示を依頼し、それを記録しておく。それで初回は見逃しますね。2回目以降同じことがあったら、同じことをまたやります。ビデオ等に撮影とかもできればビデオやカメラで撮っておけば、確認が容易ですよとなってきたまして、2回目以降に悪質と判断したときには、持ち去り禁止命令書を発行する。その命令をして命令に従わなかった場合、次に初めて禁止命令違反者の告発ということで氏名の公表や警察に条例違反者として告発をすると。裁判の例で示されていた告発に至る経緯なんかにつきましては、その業者が来るところを現認して、警察官立ち会いのもとで、例えば新聞紙に、これは廃棄物ですよ紙を張って、ステーションに出して、それをとるところを見て、それで初めて告発までに至っていると、それで最高裁までの判断を仰いでるというようなものの中では、そこまでのことをやられて告発がなされているというふうな経緯が載っていたと思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

最後の刑事罰までに至るには相当の時間とエネルギーが費やされていくというような経緯が、これまでであったということでございました。

原田副会長：なぜ過料と罰則の科料の違いをお聞きましたかということなんですけれども、制定する場合の条例の規定形式の中に罰則ありとか罰則なしとか書いてあるんですけども、その罰則が公表と行政罰の過料と刑事罰の罰金科料規定という3つあるので、どういうふうを選んでいくのかなと思ったんですが。

中丸会長：そうですね。わかりました。

どういうふうを選ぶかということ、罰則が3種類あるということなんですけど、議論の進め方としましては、その罰則のあり方について一つ一つちょっとご検討いただいて、それで具体的にどうするかを決めていきたいというふうに思っております。一括ではなくて、一つ一つやっぱりご議論をいただいたほうがいいかなと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、所有権の明記ということから進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。これを明記するかどうかについてのご意見がもしあれば、ご発言をお願いいたします。

もしなければ、もうここで、採決で決めていきたいというふうに思います。もう議論をすればいろんな意見が出てこようかと思っておりますので……

深田委員：ちょっと意見あります。

中丸会長：はい、どうぞ。

深田委員：賛成された方が宝塚市に強い意思を出してほしいということをやられているんだったら、賛成される方は、どこまでのことを望んでおられるかということをやっぱり説明してほしいなと。私ら賛成してないのに、明記するのに賛成か反対か言われても、ちょっと困るんですよ。そうでしょう。私はもう条例はつくらなくてもいいと言うのに、賛否とりますというたかて、しかし、賛成している8人の人の強い思いを、罰金まで、そこまでを望んでおるなら、そういうことをよう話ほしいですよ。私はそれ

に従いますわ。という意見です。

中丸会長：そうですか。

そしたら、まず全体として、どういう強い意思を示すかと、先ほどのご意見では、まず禁止をすることが意思を示すことだというふうなご意見もありました。ですから、罰則は緩めで最初はいいいんじゃないかと、しかしそれが規定としてありますよと、条例としてありますよということだけが一つの規制にもなるというふうなお話もございました。ですから、そういうご意見を、私は今承っているという認識があるんですね。それ以外にもっと……

深田委員：だけど、採決言われると、一つずつ、ちょっと待ってくださいと。

中丸会長：そうですか。そしたら全体としては、こういうふうな感じでというほうがよろしいですか。何かご意見ありますか、賛成された方。はい、お願いします。

藤井委員：私は賛成の中で、余り強い規制というか、業者さんに対しての抑止力になるんじゃないかというようなご意見を申し上げたと思います。ですから、この中で3つの方法が表示されていますけども、私はこの中でしたら、持ち去り禁止、罰則なし型、福山市ですね、こちらのほうに同意をしたいと思います。

中丸会長：福山市方式ですね。

藤井委員：はい。

中丸会長：ということです。そのほかいかがでしょうか。

中村委員：私もそちらのほうです。

中丸会長：はい、福山市方式が……

瀬尾委員：私は、やはり禁止命令を出さないと、やはり直接業者に対して指導できないという思いなんですよね。したがって、罰則についてはこれから、今のところはバツでいいんですが、要らないという気もしますが、とりあえずこの時点では命令、すなわち持ち去ることの禁止、行為の禁止命令、公表と。

中丸会長：公表を含めてですね、福山方式は。

瀬尾委員：公表までね。そこまでは最低限必要だと考えています。

中丸会長：はい、ありがとうございます。池田委員お願いします。

池田委員：私も先ほど言いましたように、福山市さんのほうの、やっぱり条例のほうが宝塚市には向くのかなと思ったりします。その中には勧告並びに指導、公表という順序があるんですけれども、それにのっとってやっていただきたい。

また、所有権明記につきましては、一番最初に私お聞きしたんですけれども、一番心配になっていたところなんですけど、やはり、いろんなトラブルが考えられると思いますので、私的には所有権明記は別にしなくていいんじゃないかと思っております。あと、西宮さんが今やっているのぼり、または看板の貸し出し等については、これは積極的にやっていただきたいと思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。じゃ、どうぞ、お願いします。

皆川委員：ちょっとまぜ返すわけじゃないんですけれども、先ほど来より皆さん方のご意見を伺ってしまして、私、ミレーの落穂拾いのことを思い出したんですね。ミレーの絵画に落穂拾いが、皆さんご記憶あると思います。落ち穂を拾うのは罪であるか、罪でないかということが、それから道に落ちてるものを拾得物というか、財布なんか何なり拾った場合と、それからもう一つは、野球でいう盗塁のセーフ、タッチアウトということ、そんなことを頭の中でいろいろ考えてたんですが、要は、私がそういう例を挙げたのは何を言いたいかいうと、所有権の明記に関しても、最高裁では明快な回答がないような気がします。今さら落穂拾いで見るか、
を見るかそういう見解、こ

れ永遠に続く話だと。それなぜかというと、そのものの市場価値が既に変動してるわけですから、その市場価値の変動によって落ち物だったり財布だったりするんだらうと。

したがって、私の条例をつくったほうが良いという考え方は、あくまでも性善説に出したいんですけれども、やはり何らかの意思表示をする必要が行政も市民もあるんじゃないかと、それは何かの行為をしようとするときですね。右側通行なり左通行、それは任意すりゃいいとか、集団の判断でいいとかいうことになったら交通事故になりますから。というようなことも思いまして、私はあくまでも条例制定のほうに賛成したわけですが、中身的にはそんなに厳しく、所有権の明記が最高裁でもはっきりしてないように、もとの話になりますが、ミレーの落穂拾いのことを考えて、それ罪なんか、神に対するあれなんか、いろんなことを思い起こしまして、これ永遠のなぞかもしれませんですね。以上です。

中丸会長：はい、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

中野委員：私は必要ないというほうに手を挙げたんですけれども、結果として制定するということになりましたので、考え方を変えないといけないということで、やはり一番緩い形でまずスタートしてはということで、福山方式であればいいかなと思っております。

中野会長：はい、ありがとうございます。お願いします。

藤本委員：私も必要ないほうであったんですけれども、皆さん方、こういう流れになりましたので、やっぱりこれをする限りは、これ効果あるものとしてのものでないと、福山方式で、あるいはそれで十分かどうか私ちょっとわかりません。罰金やら過料やら、そういうようなことも含めてやったほうがいいのか、ちょっとその辺の判断私できにくいですけれども、つくる限りは効果のあるものにしないと、皆さん方、福山方式でも十分効果があるというふうなご意見だと思うんですけどね、もう一度その辺のところを、私は確かめてみたいなと思うんです。

中丸会長：はい。福山方式にしたから必ず大きな効果が顕著にあらわれるということではないかもしれないんですが、ただ、行政の負担とかコスト、経費ですね、そういうものを極力やはり使わないで、そしてなおかつ効果を期待したいというところもあるのではないかなと思うんですね。そういうところから考えましてどうでしょうか。

藤本委員：もちろん私もそれで条例制定の必要はないと申し上げたんですけれども、これ、ちょっと行政にもお伺いしたいんですけれどもね、これ条例制定しますね、市が責任持たんかということにはならないでしょうか。そこら辺ちょっと懸念です。

中丸会長：その点について、いろいろ事例を調べてこられた方のご意見ありましたらお願いしたいと思うんですが。

事務局：どのタイプにしても行政が知らんということはまずございません。福山市さんの場合であれば、度重なる指導に対しても聞かないという場合は公表しますよと、氏名等の公表をされるという形なので、そこでは行政がやらざるを得ない部分になろうかと思えます。

皆さんがおっしゃられているように、条例に明記することによって、条例でちゃんと禁止されているんですよということが、皆さんが言いやすくなるという効果も一つ考えられるとも思っております。

中丸会長：はい、どうぞ。

藤本委員：あわせて、その公表効果はいかがなんでしょうかね。そこまで把握できてますでしょうか。

事務局：第2回のおきに、ちょっとアンケートを各この条例先進的にされているところにお伺いしております。その中で、これは、ばくつとした話なんですけど、実際に罰金科料しているところでも告発までいってる市というのは世田谷とか、東京の数えるほどしかない、ほとんど実際にはそこまでされていないというのが実態でした。公表のところもあるんですが、実際にそこまでやられてないのが実態です。注意して、こうな

るよ、ああなるよということで何とかおさめているというのが実態やと思います。

中丸会長：ですから、それほどコスト的に行政のほうでの財政的負担といいたいでしょうか、そういうものでは大きくはならないというふうに判断していいでしょうか。

事務局：福山市にそこまで詳しく聞いたわけではございませんが、やられている内容からすると、そこまでコストはかかってないと思います。罰則規定の中のやつを、また見ていただければわかるんですけども、人を雇ってパトロールしたりとかというところは、すごいコストをかけてやられているところもございしますが、今言われてる禁止行為の福山の持ち去ることを禁止して、従わなければ公表しますよという程度であれば、後はどんだけパトロールとかをして、摘発に向かってどういう動きをするか程度になるんじゃないかなというふうには考えております。

中丸会長：ということですが……、はい、どうぞ。

草野委員：だから問題は、抑止力型の条例にするのか、取り締まり型の条例にするのかという大きな枠組みがあると思うんですよね。だから、過料を科す場合でも、これ行政罰ですけども、市の職員がきちんと証拠をつかまないとだめだと思うんですよね。だから、要するに罰則になりますと、刑事罰になりますと、市の職員がきちんと証拠を取りそろえて、また検察なり警察が告発という、略式命令出したところで、それ、争うということになれば、裁判でないと確定しないということになると思うんですよね。だから、そうなると、結局、市の職員の責務の問題というのが過料にしる、罰則にしる、必ず出てくるんですよね。そうすると、やっぱり市の責任の問題、もう所有権の問題になりましたら、さっきも説明ありましたが、有価物か市の所有権なのかという、この説明というのはなかなか市民理解しにくいと思うんですよね。

だから、そういった意味で、要するに抑止力として条例を定めるのか、いや、もう取り締まるんだということしていくのかというところの分かれ道になると思うんですよね。だから、過料、罰金という手続も少しきちんと説明していただいて、それは必ず市の職員がそこにかまないと、これは、実際上は処罰できないと思うんですけども、そうなると、やっぱりそこへパトロール、現認しに行く、そういう労力という問題が

発生すると思うんですけれども。

中丸会長：はい、おっしゃるとおりだと思います。おっしゃるとおりでよろしいでしょうか。

中丸会長：はい、ということです。ですから、今まさに整理していただいたかなと思うんですが、方向としまして、抑止力を働かせるような規定にするか、あるいは取り締まり、罰金ですね、そういう性質の条例にするかというこの選択によって、先ほどの具体的なものへと一歩近づけるかなと思いますが、今までのご意見は取り締まり型というよりも抑制型であるというふうに判断をしてよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

中丸会長：方向性としてはその方向でいきたい。そのために、やはり福山方式が今のベストではないかと、市の行政のほうとしての負担も経費もほとんど必要とせず、しかし抑止力は働く可能性が十分にあるという方向でご意見がずっと言っていただけたかなと思いますが、よろしいでしょうか、それで。まとめていきたいんですが。

各委員：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、福山方式で条例を制定していくというふうに決めさせていただきたいと思います。

それでは、(3)の③です。条例の実効性を担保するための取り組みというところに移らせていただきたいと思います。

まず、伊丹方式、これについてはちょっと別扱いで、もう少し後のほうがいいかなと思いますので、次の西宮方式というのがございます。これをどうするかということで、先ほどから、これは最低限やっぱりやったほうがいいんじゃないかというご意見が賛成の方に多々おありだったかなと思います。

各委員：はい

中丸会長：はい。ですから、これは進めるというご意見がもう圧倒的で、これを否定する方は1人もいらっしゃいませんでした。ということで、この西宮方式ののぼり、看板の貸し出しは導入するということによろしいでしょうか。

藤本委員：私は、これは、おっしゃったように、私はちょっとどの程度かわかりませんし、ステーションごとでしたら、それは大変なことの数で、それは大変見苦しいことにもなるんじゃないかと危惧をいたしております。

中丸会長：じゃ、その点について、大変なことになるんじゃないかというご心配もありますので、行政のほうでどんな感じになるかということ、また負担の問題とか、ちょっとご説明いただければと思いますが。

事務局：西宮市に聞いている部分でございますと、全部のステーションに掲示しているわけではございませんで、ある程度つくって、貸し出しを望まれる自治会、団体さん等に対してのぼり、それからプラスチックのスタンドの看板とかプレートをつくってお貸ししていると。22年度につくられているのは、のぼりが約100本、それからプラスチックスタンドが100個、プレート看板500枚ということで、経費的には全部合わせても50万円ぐらいということでお聞きをしております。

中丸会長：はい、ということだそうです。西宮市と宝塚市比べた場合に、ステーションの数とか、その可能性、西宮市のほうが多いか、宝塚市のほうが多いか、その辺が私ちょっと判断しかねるんですが。

事務局：ちょっと正確な数はわからないんですが、人口規模が約倍あることを考えますと、宝塚市以上あるんじゃないかなとは想像はするんですけども。

中丸会長：はい、ということだそうですが。という実態を踏まえていただいた上で、もう一度西宮方式ののぼり、看板等の貸し出しをやったほうがいいんじゃないかというご意見に…

瀬尾委員：ちょっと質問。

中丸会長：はい、どうぞ。

瀬尾委員：今、分別するのは缶・瓶ですかね、それから缶の中でも市としては商品価値の高いアルミとスチールに分けるんでしょうかね、その辺ちょっとわかりませんが、そういう場合、会長さんにもお渡ししてありますように、金沢市のものでは、大体高さが1メートル立法くらいの簡単なフェンス状の、網状の、割かし堅固なものを常設しまして、その中に、例えばアルミ缶、スチールを入れると。それから瓶については3つぐらいに分けておりましたね、無色の透明と、それからグリーン色と、それから茶色と、それからもう一つは、もっと高価なワインのとっても立派なそういうものを入れるところとか、そういうふうに分けていましたね。

条例の実効性を担保するのに直接関係ないかもしれませんが、実際のぼりとか、看板を貸し出しするということがあります。そういう分別するときどういう形式で、各ごみステーションのところでそれを設置するのか、もう従来どおり、缶も瓶も一緒にしてぽんと放り込んでおくのか、あるいはもう少しちょっと何か工夫していただけるのか、その辺ちょっと考えがあれば教えてください。

中丸会長：その点について、もし、行政のほうで……

瀬尾委員：分別する際にどういう容器なり、あるいは入れ物を準備して、そういったものを我々がごみとして出したらいいのか。

事務局：分別の仕方については、今ここでは変えるという話ではないかと思うんですけども……

瀬尾委員：ちょっといいですか。

中丸会長会長：はい。

瀬尾委員：今現在、我々出しているのは、缶・瓶と一緒にしてビニール袋出していますよね。ところがそれでは多分回収して、またこちらで分別せないかんですよ。そうじゃな

くて、あらかじめそういう入れ物を、専用の入れ物を準備しておけば、こちらへ持ち帰って、また分別する必要がなくなると。市民はその入れ物の中に順番に入れると。私、金沢郷里なので時々帰るんですが、それはきっちりやっています。だから、違反して、だれかアルミ缶の中にスチールが入ってないかとのぞいても、皆さんきっちりアルミはアルミの入れ物、スチールはスチールの入れ物、瓶についても何種類か分別して置いてあると。そのほうが集めやすいし、また帰ってからの分別のそういう労力は不要だろうと思います。その辺、どういうお考えかということをお聞きしたいんですが。

中野委員：ちょっとよろしいですか。

中丸会長：はい、じゃ、それに関連してということでよろしいですか。はい、お願いします。

中野委員：今、質問をされている趣旨がちょっと我々のほうではわかりにくいんです。というのは、ステーションは何もないんです。道路です。ですから、瓶・缶の日は一緒くた、それでうちはいいんです。

現実にどうなっているかいうたら、アルミ缶も瓶も皆一緒に入れて出すから、朝こんな大きな袋に入れて出したのに、収集前になったらペションとしてると、残ってるのは瓶とスチール缶です。瓶とスチール缶は持ち帰りません、業者は。ですから、そういう種別のあれをつくるというような発想は一切ないんですけれどね。

瀬尾委員：金沢市のことばかりなんですが、会長さんにも、あるいはそちらにもお渡ししたと思いますが、道路沿いに、例えば電柱があってその前後にそういう入れ物をぱっぱと折りたたみ式で設置すると、だから何もそういったわざわざステーションがなくても構わないんですね。そのほうが、またごっちゃ入れて持ち帰って、またどっかへ館の中で分別するというのは極めて金のかかるようなことを、その辺も含めて市民に協力を得ないと、それこそ、先ほどの5,000万円プラスだというのはどんどん目減りしていきますよね。やっぱりその収集も一つ考えていただきたいと思います。

中丸会長：今の瀬尾委員さんのご発言、これは今後、収集のあり方を進めていくと、検討を

お願いするという付記の部分で書かせていただいているんじゃないかなというふうに判断したんですが、よろしいでしょうか。

瀬尾委員：はい、結構です。

中丸会長：そういう必要があるということですね。

じゃ、条例の実効性を担保するための取り組みの西宮方式、これについては反対意見はないということでもよろしいでしょうね。

では、パトロールの実施については、これはもうここまでする必要はないということが圧倒的だったかなと思います。経費的な問題も含めてですね。

では、伊丹方式のそれぞれ瓶は瓶、缶、あるいはその他、別々に業者に依頼して、業者間の規制も働かせるという、そういう方法を今後将来的に検討を進めていくと、見直していく方向で検討に入ってもらいたいということについて、最後にご意見をいただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

これは、もう今までいろいろ議論をいただいて、そういう方向での検討を付記することが皆さんのご意見として圧倒的に多かったかなと思うんです。今までですべていいと、ベストだというふうなことではなかったんじゃないかなと思いますが、それで、もしよろしければその方向で付記させていただくということできたいと思いますが……、はい、お願いします。

藤本委員：確認させていただいて恐縮ですけども、たしか、この伊丹方式の場合は、業者さんが伊丹市におられるということが前提ではなかったでしょうか。今、宝塚市にはそういう業者さんがいらっやらないというふうに、私は何か聞いた感じがしてるんですけども、その辺はやっぱり物すごく条件的に違ってまいるんじゃないでしょうか。

中丸会長：その辺も含めてご検討いただくということもあるかなと思いますが、実行可能性について、今のご意見も含めてご検討いただくということをお願いをしたいと。直接ごみの収集、この資源ごみのこれについての問題ではございませんので、それも含めての検討ということでもよろしいでしょうか。

各委員：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

では、将来的に今の収集方法の見直しを進めていく方向で伊丹方式が導入可能かどうか検討していただくと、可能であるかどうかはまた将来、検討後に決まってくるかと思えます。業者さんの問題も含めまして決定していくことになろうかと思えます。

それでは、きょうの条例の制定に関連しての議論は、これで一応終了させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

最後に、市民の協力を求める事項について、これなんですけれども、これをどういうふうに取り扱うかということなんです、ごみ出しのルール徹底、これは当日の朝8時までに出すとか、集団回収の取り組み、回収方法の確認、これは集団回収のときの自治会のお世話いただく皆さんの徹底という意味でしょうか、市民の皆さんへの、先ほどもちょっとチラシを皆さんに回して、そして意識を持っていただくというような努力もなさっておられるということも、ご発言の中にあつたかなと思えますが、そういうことによって、できるだけやはり音とか、あるいは、特にマンションの1階の方など、缶をより分ける音が迷惑だというようなご意見がたくさんございました。そういうことについては、できるだけこれは徹底していただくようにそれぞれの自治会にお願い、今の段階ではお願いをすると同時に、やはりこれまでもされてきたと思えますけれども、行政のほうで啓蒙というんでしょうかね、そういうことも進めていくというふうな方向で、これについては特にここで、こういうふうという形ではなかったかなというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか、それで。条例に関連する直接の問題ではございませんので、一応ご意見としては出ていましたけれども。

深田委員：一つ意見。

中丸会長：はい、どうぞ。

深田委員：当日の朝8時までに出すというこの文言がございますね。朝8時までに出したら、前日から出ているのがほとんどなんです。だから、当日の朝じゃなしに当日朝出すと。夜から出すと業者が、もう夜中から回ってくるわけ、がたがた。私の横にごみ

ステーションがあるんだけれどもね、横にあるんだけれども、もう夜中に来て、早いもん勝ちであさるんですよ、アルミ缶をがたがたといって。そういうことになっているわけやから、だから自治会を通じて、やっぱりこういう音を出さないためには、前の日から出さないと、朝出すと、時間を決めているわけですから、出し方も書いてあるんだけど、それを守ってないんですよ。守ってないから市民に被害が出るわけ。だから、その辺のことを回覧も何か出して、よく徹底してもらおうとね、市民に啓発してもらおうということは大事やないかなと思っています。ここの文言が当日の朝8時までに出すという意味は、前の日から出すというのもオーケーという意味になっている。

中丸会長：わかりました。ここ文章ちょっと変えまして、当日の朝出すという表現ですね。ですから8時までにというところは消していただいて、当日の朝出すという方向……

深田委員：いや、時間も書いてもらわないかんですよ。時間も回収に来る時間があるから、朝でも9時、10時ぐらいになったら、もう回収に来ますからね。朝いうたら10時でも朝になるからね、何時までに出すというふうにしてもらわんといかんですね。

中丸会長：なるほど。それぞれ回収の時間もおありでしょうし、当日の朝から出し始めて何時まで出していただくという、そういうことですね。それは、それぞれのやっぱり地域のご事情でちょっと徹底していただくということでお願いをしたいと。審議会でどうしなさい、こうしなさいというのはちょっと言えないところが多々あると思いますので、これは自主的に本当に取り組んでいただければというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

深田委員：はい。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

ちょうどお時間のほうも迫ってまいりまして、きょうの条例の問題、きちっと結果を答申という形で出すということがまとまってまいりました。

今後の日程についてですけれども、ちょっと事務局のほうで考えておられるところがありますでしょうか。答申の作成について事務局のほうで。

事務局：第1回目のときにもお話を、同じようなことを言いますけれども、きょうで4回目の開催になるんですけれども、現委員さんの大半の方がこの8月末で任期を迎えます。ということで8月末までに答申をいただきたいというふうなことで第1回目お願いをしたという経緯もございます。

それで、今きょう答申に向けてということでお話をさせていただいて、まとまったというふうに私どもも思っておるんですけれども、あと実際のお話としましては、答申書そのものを作成して、それを市長に答申として提出すると、それで終わりになるんですけれども、我々のちょっと都合で申し上げますと、きょうの会議のまとめをして答申書案を会長と相談させていただいて、つくり上げて、それを案の中身についても会長に一任いただくというふうな形で答申書の提出まで進ませていただくというのが、我々としては一番時間的にも非常にありがたいことではあるんですけれども、それではだめですよと、やっぱり審議した経緯をみんなで確認したいとかいうふうなご意見もあろうかと思うので、一応そのところにつきまして、会長にご一任いただけるかどうかというのをご討議いただいて、それに沿わせていただきたいなと思っております。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、今、事務局のほうでお話がありましたように、本日きちっと議事録にも残っていると思います、今日の議論の決まったことが。それをちょっと事務局と私のほうで責任持ってまとめさせていただいて、それを市長のほうに答申申し上げるということによろしいでしょうか。

全委員：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、今後そのようにさせていただくということでお願いしたいと思います。皆様のご協力をおもちまして、無事8月中に答申を行うという最初の目的を達成することができそうでございます。その日程に間に合うように、こちらも考えて対処してまいりたいというふうに思っております。

本当に4回にわたりましたけれども、集中してさまざまにご議論をいただき、今後に向けての、また付記もあわせてお願いするというふうなこともまとまってまいりま


した。できるだけ皆様のご協力を得ながら、市民の皆様のご協力も得ながら、本当に素晴らしいごみ行政というものが達成されますように願っております。


それでは、きょうをもちまして今回の諮問に関する審議会を終了とさせていただきますと思います。ご協力本当にありがとうございました。（拍手）

（午後 3 時 2 5 分 閉会）

上記議事録について議事内容と相違ないことを承認し、ここに署名押印する。

平成23年8月2日

議事録署名人 中村正文 

議事録署名人 皆川國彦 

議長 中丸寛信 

